

## 日本医学会連合役員

## 会長・副会長

(任期:平成26.4.1~27.6)

会長	高久 史磨	日本医学会長・内科学(血液) (勤) 〒113-8621 文京区本駒込2-28-16	Tel 03-3946-2121	FAX 03-3942-6517
副会長 (社会)	久道 茂	(公財) 宮城県対がん協会会長・公衆衛生学/東北大学名誉教授 (勤) 〒980-0011 仙台市青葉区上杉5-7-30	Tel 022-263-1636	FAX 022-263-1548
副会長 (臨床)	門田 守人	がん研究会有明病院 病院長・外科学/大阪大学名誉教授 (勤) 〒135-8550 東京都江東区有明3-8-31	Tel 03-3520-0136	FAX 03-3570-0382
副会長 (基礎)	清水 孝雄	国立国際医療研究センター理事・研究所長/東京大学総長顧問・医学部特任教授 (勤) 〒162-8655 新宿区戸山1-21-1	Tel 03-5273-6844	FAX 03-5273-4526

## 理事

(任期:平成26.4.1~27.6)

基礎部会	野田 哲生 (日本癌学会)	(公財) がん研究会代表理事・常務理事 がん研究所所長・分子遺伝学 (勤) 〒135-8550 東京都江東区有明3-8-31	Tel 03-3570-0442	FAX 03-3570-0443
社会部会	相澤 好治 (日本衛生学会)	日本繊維状物質研究協会理事長/北里大学名誉教授・衛生学 (勤) 〒130-0026 墨田区両国4-38-3 第8高島ビル6F(株)7行'ツ内	Tel 03-6659-6419	FAX 03-6659-6420
臨床部会	池田 康夫 (日本血液学会)	日本専門医機構理事長/早稲田大学特命教授/慶應義塾大学名誉教授 (勤) 〒100-0005 千代田区丸の内3-5-1	Tel 03-3201-3930	FAX 03-3201-3931
基礎部会	佐藤 昇志 (日本病理学会)	札幌医科大学医学部教授・病理学第1 (勤) 〒060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目	Tel 011-613-8374	FAX 011-643-2310
臨床部会	小川 彰 (日本脳神経外科学会)	岩手医科大学理事長/学長・脳神経外科学 (勤) 〒020-8505 盛岡市内丸19-1	Tel 019-651-5111	FAX 019-624-1231
臨床部会	八木 聡明 (日本耳鼻咽喉科学会)	日本医科大学名誉教授・耳鼻咽喉科学 〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-3-20 仙石山ビル410		
臨床部会	齋藤 英彦 (日本内科学会)	独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター名誉院長・内科学 (勤) 〒460-0001 名古屋市中区三の丸4-1-1	Tel 052-951-1111	FAX 052-951-0664
臨床部会	中尾 一和 (日本内分泌学会)	京都大学大学院医学研究科が'カ'ルバ'ン'シ'ョ'ン'セ'ン'タ'ー(非常勤) 内分泌・代謝内科学 (勤) 〒606-8507 京都市左京区聖護院川原町53	Tel 075-366-7450	FAX 075-752-7140
臨床部会	北村惣一郎 (日本心臓血管外科学会)	(地独) 堺市立病院機構理事長/国立循環器病研究センター名誉総長・外科学 (勤) 〒590-0064 堺市堺区南安井町1-1-1	Tel 072-221-1700	FAX 072-225-3404
臨床部会	千田 彰一 (日本内科学会)	徳島文理大学副学長/香川大学名誉教授 (勤) 〒769-2193 さぬき市志度1314-1	Tel 087-899-7223	FAX 087-894-4545
基礎部会	成宮 周 (日本薬理学会)	京都大学大学院医学研究科が'カ'ルバ'ン'シ'ョ'ン'セ'ン'タ'ー長・薬理学 (勤) 〒606-8501 京都市左京区吉田近衛町	Tel 075-753-4392	FAX 075-753-9509
社会部会	實成 文彦 (日本公衆衛生学会)	山陽学園大学学長/衛生・公衆衛生学 (勤) 〒703-8501 岡山市中区平井1-14-1	Tel 086-272-6254 (代)	FAX 086-273-3226 (代)
臨床部会	岡井 崇 (日本産婦人科・新生児医学会)	愛育病院 病院長 (勤) 〒106-8580 港区南麻布5-6-8		Tel&FAX 03-3473-8352
臨床部会	里見 進 (日本外科学会)	東北大学総長・外科学 (勤) 〒980-8577 仙台市青葉区片平2-1-1	Tel 022-217-5580	FAX 022-217-4814
臨床部会	寺本 民生 (日本内科学会)	帝京大学臨床研究センター センター長/帝京大学名誉教授・内科学 (勤) 〒173-8605 板橋区加賀2-11-1	Tel 03-3964-1211	FAX 03-3964-8965
臨床部会	富野康日己 (日本内科学会)	順天堂大学医学部教授・腎臓内科 (勤) 〒113-8421 文京区本郷2-1-1	Tel 03-5802-1064	FAX 03-3813-1183

## 監事

(任期:平成26.4.1~27.6)

臨床部会	金澤 一郎 (日本内科学会)	国際医療福祉大学大学院長・神経内科学 (勤) 〒107-0062 港区南青山1-3-3 青山一丁目ウ-4F	Tel 03-6864-0365	FAX 03-6406-8622
臨床部会	幕内 雅敏 (日本外科学会)	日本赤十字社医療センター院長/東京大学名誉教授・肝胆膵外科 (勤) 〒150-8935 渋谷区広尾4-1-22	Tel 03-3400-1311	FAX 03-3400-9517
基礎部会	奥村 康 (日本免疫学会)	順天堂大学大学院医学研究科アトピー疾患研究センター長・免疫学 (勤) 〒113-8421 文京区本郷2-1-1	Tel 03-5802-1591	FAX 03-5689-7387

一般社団法人 日本医学会連合

平成26年度第1回理事会議事要旨

1. 開催日時 平成26年5月21日(水) 14:15～15:00
2. 場 所 日本医師会館 506会議室

3. 議 題

報告事項

- ・日本専門医機構設立時社員について
- ・その他

協議事項

- |       |                    |
|-------|--------------------|
| 第1号議案 | 事業計画・予算・貸借対照表の承認の件 |
| 第2号議案 | 副会長・業務執行理事の選定の件    |
| 第3号議案 | 委員会委員長・委員の選任の件     |
| 第4号議案 | 規則、規程等の制定の件        |

確認事項

4. 理事会の議事の経過の要領及びその結果

(1) 報告事項

- ・日本専門医機構設立時社員について

去る5月7日、日本専門医機構設立時社員である日本医師会の横倉会長、全国医学部長病院長会議の別所会長、および日本医学会連合を代表して高久会長が定款への調印を行った。引き続き、記者会見を開き、今後の日本専門医機構の運営、新しい専門医制度のあり方等について説明したことが報告された。

- ・その他

日本医学会連合の会費納入状況、事務局に関わる経費についての報告があった。

連合事務職員として派遣社員を1名採用する予定であるが、当面、業務に精通している日医職員の協力を得たいと考えているので、事務委託に関する条件等の交渉については高久会長に一任してほしいとの発言があった。

事務所等の貸借については、現在の日本医学会長室を引き続き借り受け、減価償却費を面積比で按分する方法で経費を算出して支払うことで、現在日医側に要請中であることも報告された。

## (2) 協議事項

### ①第1号議案 事業計画・予算・貸借対照表の承認

日本医学会連合の定款第3条（目的）及び第4条（事業）に沿って委員会を立ち上げ、今後1年間にわたり、この「事業計画」に基づき活動していく予定であるとの説明があった。

委員会は、資料のとおりである。

「平成26年度収支予算書」は、上記「事業計画」を基本に組み立てたものである。

「貸借対照表」は、法人法第123条「一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない」と規定されているので、日本医学会連合が成立した「4月1日現在」で作成したものである。その結果、資産ゼロ、負債ゼロの状態となっている。

審議の結果、「平成26年度事業計画」「平成26年度収支予算書」及び「貸借対照表」は、原案どおり理事会において承認された。

### ②第2号議案 副会長・業務執行理事の選定の件

定款第22条第1項及び第14条第1項の規定により、副会長の選定と順序を決める件について、高久会長から、現在、日本医学会の副会長である久道茂・門田守人・清水孝雄理事の3名に連合の副会長に就任してほしいと発言があり、理事会で承認された。順序については、日本医学会役員歴と年齢を勘案したとのことである。

続いて、業務執行理事について、定款第22条第5項及び第23条第2項を根拠に、総務関係の業務執行理事として寺本民生理事、財務関係の業務執行理事として富野康日己理事を提案したいと発言があった。業務執行理事についても、理事会の承認が得られた。

### ③第3号議案 委員会委員長・委員の選任の件

委員については、学会推薦及び委員会の性格から判断して適任と思われる方に依頼したとの説明があった。

審議の結果、原案どおり理事会で承認された。

### ④第4号議案 規則、規程等の制定の件

「事業計画」に基づいて活動が開始される委員会に関連して、「委員会等規則」及び「旅費規程」が上程された。

「委員会等規則」については寺本理事から、「旅費規程」については富野理事からそれぞれ説明があった。

審議の結果、原案どおり理事会で承認された。

### (3) 確認事項

#### ①会員の確認について

高久会長から、“日本医学会連合の会員（法人法の社員）は、日本医学会分科会である”ことは、今までも機会あるごとに発言してきたが、ここで改めて確認したいと提案があった。また、定款第7条第1項の入会の申込み等の規定は、あくまでも、日本医学会連合と日本医学会がひとつになった時に適用される規定であり、現在の日本医学会分科会が新規に入会手続をすることを求めているものではないとの説明があった。

#### ②会員代表者について

定款第7条第2項の「会員代表者」とは、日本医学会分科会における「評議員」に当たるもので、今後、日本医学会の評議員を連合の「会員代表者」とみなすことも確認された。

以上をもって議案の審議等を終了したので、15時に議長は閉会を宣し、解散した。

# 第1号議案

## 平成26年度 事業計画

### I. 事業方針

新法人「一般社団法人 日本医学会連合」の定款第3条（目的）には、「医学に関する科学及び技術の研究促進を図り、医学研究者の行動規範を守ることによって、わが国の医学及び医療の水準の向上に寄与すること」を目的とするとされている。それに基づき、「II. 事業計画」の策定を行ったが、平成26年度は法人設立1年目ということもあり、事業の内容は、新法人に関わる事項（規則類の完備、役員選挙等）に偏る傾向になることは否めない。

しかし、本格的な事業展開が期待される2年目以降は、「当法人と分科会の協同による横断的シンポジウム」「医学及び医療に関する情報の収集と社会への啓発・普及活動」「若手交流会及び世代を超えた交流会の実施」「国際交流と海外への情報発信、発展途上国への国際協力」「基礎と臨床の交流強化」等を視野に入れている。

### II. 事業計画

#### 1) 常置委員会

- ① 企画運営会議 → 正副会長及び業務執行理事をもって組織し、日常的な会務の運営に関する事項について協議。
- ② 日本医学会連合あり方委員会 → 日本医学会連合に関する中長期的視点に立った検討。
- ③ 総務委員会 → 事業計画立案、会員との連絡、会員からの要望への対応等。当面は、規則等の策定に重点を置く。
- ④ 財務委員会 → 予算・決算の作成、財産管理、財務諸表作成等、特に会費額提案。
- ⑤ 研究倫理委員会 → 研究倫理関連案件を中心に、必要があれば利益相反へも対応。
- ⑥ 研究推進委員会 → 卒前・卒後教育の改革、医学部出身基礎医学者の育成、基礎医学教育の充実、専門医制度と大学院の関係検討等。

#### 2) 時限委員会

- ① 日本医学会総会あり方委員会
- ② プロジェクト委員会

日本医学会連合 平成26年度収支予算書(案)  
(正味財産増減計算書)

(単位:千円)

科目	当年度
I 一般正味財産増減の部	
1、経常増減の部	
(1) 経常収益	
受取会費	51,500
雑収益	2
受取利息	1
雑収益	1
経常収益計	51,502
(2) 経常費用	
事業費	32,723
臨時雇賃金	1,680
法定福利費	250
旅費交通費	12,655
通信運搬費	1,000
消耗品費	750
消耗什器備品費	0
印刷製本費	410
賃借料	1,000
諸謝金	3,220
租税公課	100
助成費	2,500
委託費	4,700
広報費	500
諸会費	100
接待交際費	600
会議費	818
図書・文献購入費	300
支払手数料	0
雑費	2,140
管理費	18,779
臨時雇賃金	1,680
法定福利費	250
旅費交通費	8,000
通信運搬費	580
消耗品費	750
消耗什器備品費	200
印刷製本費	100
光熱水費	420
賃借料	300
諸謝金	1,300
租税公課	500
委託費	2,210
広報費	150
諸会費	200
会議費	828
図書・文献購入費	264
支払手数料	300
雑費	747
経常費用計	51,502
当期経常増減額	0
2、経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	0
一般正味財産期首残高	0
一般正味財産期末残高	0
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
III 正味財産期末残高	0

貸借対照表  
(平成26年4月1日現在)

(単位:円)

科 目	金 額
I. 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	0
流動資産合計	0
2. 固定資産	
特定資産	0
その他の固定資産	0
固定資産合計	0
資 産 合 計	0
II. 負債の部	
1. 流動負債	
未払金	0
流動負債合計	0
2. 固定負債	
引当金	0
固定負債合計	0
負 債 合 計	0
III. 正味財産の部	
1. 一般正味財産	0
(うち特定資産への充当額)	(0)
正味財産合計	0
負債及び正味財産合計	0

## 第2号議案

### 副会長・業務執行理事の選定の件

○副会長について（定款第22条第1項，第14条第1項）

1. 久道 茂
2. 門田 守人
3. 清水 孝雄

○業務執行理事について（定款第22条第5項，第23条第2項）

1. 寺本 民生 （総務関係）
2. 富野 康日己 （財務関係）



## 第3号議案

### 一般社団法人日本医学会連合 委員会

(任期 H27.6 まで)

#### I. 常置委員会

- ① 企画運営会議（議長：高久史麿）  
→正副会長及び業務執行理事をもって組織し、日常的な会務の運営に関する事項について協議。
- ② 日本医学会連合あり方委員会（委員長：門田守人）  
→日本医学会連合に関する中長期的視点に立った検討。
- ③ 総務委員会（委員長：寺本民生）  
→事業計画立案，会員との連絡，会員からの要望への対応等。  
当面は，規則等の策定に重点を置く。
- ④ 財務委員会（委員長：富野康日己）  
→予算・決算の作成，財産管理，財務諸表作成等，特に会費額提案。
- ⑤ 研究倫理委員会（委員長：河上 裕，担当：久道 茂）  
→研究倫理関連案件を中心に，必要があれば利益相反へも対応。
- ⑥ 研究推進委員会（委員長：横溝岳彦，担当：清水孝雄）  
→卒前・卒後教育の改革，医学部出身基礎医学者の育成，基礎医学教育の充実，専門医制度と大学院の関係検討等。

#### II. 時限委員会

- ① 日本医学会総会あり方委員会（委員長：齋藤英彦）
- ② プロジェクト委員会

一般社団法人日本医学会連合あり方委員会

任期 H. 26. 4. 1~H. 27. 6 定時総会迄

◎委員長

◎門田 守人（日本医学会連合 理事／がん研究会有明病院 病院長 外科学）

跡見 裕（杏林大学学長 外科学）

岡野 栄之（慶應義塾大学大学院医学研究科教授 生理学）

加藤 聖子（九州大学大学院医学研究院教授 生殖病態生理学）

桐野 高明（独立行政法人国立病院機構理事長 脳神経外科学）

小池 和彦（東京大学大学院医学系研究科教授 消化器内科学）

一般社団法人日本医学会連合総務委員会

任期 H. 26. 4. 1~H. 27. 6 定時総会迄

◎委員長

- ◎寺本 民生（日本医学会連合 理事／帝京大学臨床研究センターセンター長／帝京大学  
名誉教授）
- 大野 茂男（日本生化学会 常務理事／横浜市立大学大学院医学研究科教授  
分子細胞生物学）
- 小池 和彦（日本内科学会 理事長／東京大学大学院医学系研究科教授 消化器内科学）
- 五十嵐 隆（日本小児科学会 会長／独立行政法人国立成育医療研究センター 理事長  
総長）
- 福田 恵一（日本循環器学会 理事／慶應義塾大学大学院医学研究科教授  
循環器内科学）
- 瀬戸 泰之（日本外科学会 理事／東京大学大学院医学系研究科教授 消化管外科・代  
内分泌外科学）
- 小西 郁生（日本産科婦人科学会 理事長／京都大学大学院医学研究科教授 婦人科学・  
産科学）
- 櫻山 豊夫（日本公衆衛生学会 理事／東京都児童相談センター 所長）
- 高崎 芳成（日本リウマチ学会 理事長／順天堂大学大学院医学研究科教授  
膠原病・リウマチ内科）

一般社団法人日本医学会連合財務委員会

任期 H. 26. 4. 1~H. 27. 6 定時総会迄

◎委員長

◎富野康日己（日本医学会連合 理事／順天堂大学医学部教授 腎臓内科）

寺田 純雄（日本解剖学会 常務理事／東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科教授  
神経機能形態学）

斎藤 博久（日本アレルギー学会 理事長／独立行政法人国立成育医療研究センター  
研究所副所長）

渡邊 聡明（日本外科学会 理事／東京大学大学院医学系研究科教授 腫瘍外科学）

坂本 哲也（日本救急医学会 理事／帝京大学医学部附属病院主任教授 救急医学）

伴 信太郎（日本医学教育学会 理事長／名古屋大学大学院医学系研究科教授  
総合診療医学）

一般社団法人日本医学会連合研究倫理委員会

任期 H. 26. 4. 1~H. 27. 6 定時総会迄

◎委員長

◎河上 裕(慶應義塾大学大学院医学研究科教授 先端医科学)

中山 和久(日本生化学会 理事・研究倫理委員会委員長)

代田 浩之(日本内科学会 総務委員会委員/利益相反委員会委員長)

仁尾 正記(日本外科学会 理事・倫理委員会委員長)

近藤 尚己(日本疫学会 利益相反 (COI) 委員会委員)

山口 厚(早稲田大学大学院法務研究科教授)

市川 家國(信州大学特任教授 生命倫理学・小児科学・内科学)

一般社団法人日本医学会連合研究推進委員会

任期 H. 26. 4. 1～H. 27. 6 定時総会迄

◎委員長

◎横溝 岳彦（順天堂大学大学院医学研究科教授 生化学）

岡部 繁男（東京大学大学院医学系研究科教授 神経細胞生物学）

今村 健志（愛媛大学大学院医学系研究科教授 分子病態医学）

鈴木敬一郎（兵庫医科大学主任教授 生化学）

吉田 素文（九州大学大学院医学研究院教授 医学教育学）

南学 正臣（東京大学大学院医学系研究科教授 腎臓内科学）

松田 秀一（京都大学大学院医学研究科教授 整形外科学）

橋本 英樹（東京大学大学院医学系研究科教授 保険社会行動学）

吉村 昭彦（慶應義塾大学医学部教授 微生物学・免疫学）

一般社団法人日本医学会連合日本医学会総会あり方委員会

任期 H. 26. 4. 1～H. 27. 6 定時総会迄

◎委員長

RE-4

◎齋藤 英彦（日本医学会連合 理事／独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター  
名誉院長）

岡井 崇（日本医学会連合 理事／愛育病院 病院長）

高杉 敬久（日本医師会 常任理事）

永井 良三（自治医科大学 学長）

山本 雅之（東北大学 前医学部長／大学院医学系研究科教授 医化学）

## 第4号議案

### 委員会等規則

#### (設置)

第1条 委員会を設置するときは、次に掲げる事項について、理事会の承認をうけるものとする。

- (1) 委員会の名称
- (2) 委員会の所掌事務
- (3) 委員会の組織

#### (任務)

第2条 部会及び委員会は、理事会の諮問に応じ、定款第4条に掲げる事業等に関する事項を審議することを任務とし、理事会に報告する。

#### (区分)

第3条 部会は、基礎部会、社会部会、臨床部会に区分する。

- 2 委員会は、常置委員会及び必要に応じて設置する時限委員会に区分する。

#### (委員)

第4条 委員会の委員は、会員である学会の構成員、あるいは学識経験者の中から、理事会が選任し、会長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、原則として当該期役員の在任期間以内とし、委嘱に当たって、その都度定める。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

#### (委員長)

第5条 委員会の委員長は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、事務を総理する。
- 3 必要に応じ、副委員長を置くことができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

- 2 会議を招集しようとするときは、委員に対し、あらかじめ議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、議題につき、書面をもってあらかじめ意見を表明した委員は、出席者とみなす。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。
- 5 委員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び決議に加わることができ



ない。

- 6 会議は、原則として非公開とする。ただし、委員長は、相当と認める者に対して、参考人として会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 7 会長及び副会長は、会議に出席して意見を述べることができる。ただし、決議に加わることができない。

(服務)

第7条 委員は、業務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

(議事録)

第8条 委員会の審議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成する。議事録は、理事会の承認により、公開することができる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

1. この規則の改廃は、理事会の決議による。
2. この規則は、法人設立の日から施行する。

## 旅費規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本医学会連合(以下、「当法人」という。)の役員及びそれ以外の者(当法人職員を除く)に対し、業務のため支給する旅費に関してその基準を定め、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 出張とは、業務のため、一時勤務地又は住所を離れて旅行することをいう。

### (旅費の支給)

第3条 役員及びそれ以外の者が出張した場合には、その者に対して旅費を支給する。

### (旅費の計算)

第4条 旅費は、最も経済的な経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な経路又は方法によって旅行し難い場合には、実際に利用した経路又は交通機関により計算する。

### (旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、日当及び宿泊料に区分する。

### (旅費の支給基準)

第6条 旅費は、次のとおり、実費を支給する。

- (1) 鉄道賃は、運賃並びに急行料金、座席指定料金とする。ただし、業務上やむを得ない場合を除き、特別急行料金は、片道100キロメートル以上、普通急行料金又は準急行料金は、片道50キロメートル以上旅行する場合に支給する。また、座席指定料金は、座席指定列車を運行する線路により、片道100キロメ

一トール以上旅行する場合に支給する。

- (2) 船賃は、運賃並びに座席指定料金とする。
- (3) 航空賃は、その路程に応じて普通席を支給する。
- (4) 日当は、業務を行った日数に応じ、1日当たり 3,000 円を支給する。ただし、行程片道 50 キロメートル未満の旅費については、日当 3,000 円のみを支給し、その他は支給しない。
- (5) 特に必要と認めた場合は、宿泊料として、1泊当たり 13,000 円を支給する。

#### (旅費の調整)

第7条 当該旅費の性質上又は当該出張における特別の事情により、この規程による旅費を支給することが適当でないと認められる場合、会長は、支給額を一部変更して支給することができる。

#### 附則

- 1. この規程の改廃は、理事会の決議による。
- 2. この規程は、法人設立の日から施行する。